

EUにおける航空自由化第3次パッケージの 改正をめぐる議論について

Discussion on Revision of the Third Package for Liberalisation of Air Transport
in the European Union

中村 徹
(Toru Nakamura)

はじめに

EUでは、1987年に第1次自由化パッケージが採択され、その後1990年に第2次パッケージそして1992年に第3次パッケージが採択され、域内航空市場の自由化が制度的に確立された。1997年4月からはカポタージュが開放され、EU域内市場はEUキャリアにとって完全に自由化された。

ところで、第3次パッケージが採択されて以来、2001年9月の同時多発テロにより顕在化することになった航空会社の経営危機、2002年11月のオープンスカイ判決を契機とした加盟国と第3国との2国間関係をめぐる問題などが発生している。かかる状況を勘案し、欧州委員会は第3次パッケージを再検討する時期にあると判断し、諮問文書を作成し、航空関係者から意見聴取を行った。本稿では、委員会が示す第3次パッケージの改正をめぐる論点を示し、関係者の反応を通して今後のEU航空政策の課題を確認する。なお、紙幅の関係上、第3国との関係をめぐる議論については、割愛する。

1. 第3次パッケージの改正をめぐる主な論点

(1) 理事会規則2407号

2407号規則は主にキャリアの免許の停止・取消をめぐるルールを規定している。欧州委員会が議論の対象として指摘する問題は次のごとくである。

(i) 委員会に一層権限を与えて、キャリアの財務上の存続性の点検を強化するシステム的な手続きを導入すべきか。

(ii) 航空事業者証明書 (Air Operator's Certification) は合同航空要件 (Joint Aviation Requirements) との厳密な一致を条件に発行されるべきか。

(iii) 免許を発行したり、免許発行プロセスを監視するために共同体当局を設立すべきか。

(2) 理事会規則2408号

2408号規則は共同体キャリアの域内ルートへのアクセスについて規定している。中でも、委員会が議論の対象とするのは公共サービス義務 (Public Service Obligation: PSO) の問題である。委員会はPSOルールを簡素化すべきか、さらに経済発展に不可欠とみなされる第3国へのルートに航空サービスを供給するための補助金を認めるシステムを確立すべきかという問

題を提議した。

(3) 理事会規則2409号

2409号規則は料金設定の自由を規定している。域内航空市場において異常に高いと思われる料金あるいは異常に低いと思われる料金の事例が報告され、料金と生産コストとの関係があらためて問われ、キャリアの料金算定法を改正すべきか、また航空料金はサービス供給の実質コストを反映すべきかという問題が提議された。

2. 航空関係者の反応

委員会は第3次パッケージの改正の論点と委員会の見解を航空関係者に示し、56件の回答を得た。この際、各方面の航空関係者から委員会に寄せられたコメントの中、特に注目すべき見解を取り上げ、各関係者の立場の違いを明らかにしつつ、それぞれの問題についての理解を深めることにする。

(1) 理事会規則2407号

キャリアの財務上の存続性の点検を強化し、一層システムのな手続きを導入するために委員会の権限を強化するという問題に対して、フランスおよび新規加盟国を除き加盟国の当局は概ね反対の見解を示している。航空会社の反応として、英国のブリタニア航空は参入障壁が低くなったことによる強い競争圧力と対外的要因による経営破綻リスクを考慮して、キャリアの財務上の存続の点検を強化すべきであり、よりシステムのな手続きの必要性を主張している。LCCのライアンエアはブリタニア航空と視点を異にするが、非効率なキャリアを見極めるためにもキャリアの財務上の存続性を一層厳密に精査することが必要であると考えている。労働組合を代表する欧州運輸労働者連盟 (European Transport Workers' Federation:ETF) は新規事業者が厳しい財務上の参入条件を回避するために社会的ダンピングに訴え、その結果として労働者の労働環境および労働条件の劣化を懸念し、航空会社の財務状況の透明性を確保し、統制を行うことが必要であると主張する。その他の課題については紙幅の都合により議論を割愛する。

(2) 理事会規則2408号

PSOルール of 簡素化と経済開発に不可欠な第3国へのルートにおいても航空サービス助成を認めるシステムを確立すべきかという委員会の問題提議について、この際紙幅の関係から前者の問題についてのみ言及する。加盟国当局は概してPSOの手続きの簡素化を支持している。一般的に伝統的なキャリアは厳しい条件を課した上でPSOルールの簡素化を認めるが、新興のLCCはPSOルールそのものについて競争を歪める要素と見なし、否定的な見解を表明している。ETFはPSOルールの簡素化は国家助成へのアクセスについて透明性を高めることになり、平等な競争条件の確保につながると見ている。

(3) 理事会規則2409号

キャリアの料金算定法の改正についての議論では、加盟国当局は総じて否定的な見解を示

している。また、航空会社も料金算定法の改正は自由化プロセスを後退させる議論であり、決して容認できないと主張している。これら否定的な見解に対して、ETFは航空チケットの大きな価格差について消費者が理解できない上、航空会社のコスト削減により安全と労働者の労働条件が阻害される恐れがあることから、料金算定の透明性は不可欠であると反論している。

おわりに

委員会の第3次パッケージの改正案をめぐる議論において、各方面からコメントが寄せられたが、市場におけるプレイヤーである航空会社は概して、第3次パッケージの内容に満足し、今日、にわかには第3次パッケージを改正する必要性を認識していないことが明らかになった。